

小作地相続届出提出書類及び注意事項

- 1 小作地相続届出書
 - ・押印は認印で可。捨印もお願いします。
 - ・1筆全部ではない場合には、「うち」で記載。

- 2 全部事項証明書（土地）

- 3 小作地の耕作権を相続しない証明書
 - ・相続人以外の方、全員必要。
 - ・実印を押印し、印鑑証明書を添付。捨印もお願いします。

- 4 相続関係図

- 5 被相続人の相続人が確認できる書類
 - ・被相続人については、出生から死亡までが確認出来るもの。
 - ・相続人については被相続人との関係が確認出来るもの。
 - ・転籍している場合は、現戸籍に繋がる戸籍謄本。
 - ・相続人の現住所及び現戸籍がわかる書類（本籍付住民票）。

- 6 遺産分割協議書
 - ・**実印の押印、印鑑証明の添付必要**。また小作権は不動産ではありませんので、すべての不動産の記載では該当しません。
 - ・上記の「3」の書類は不必要だが、「4」及び「5」は必要。

- 7 公正証書遺言の写し
 - ・「3」から「5」の書類は不必要。市外に住民票がある方は住民票。

※その他上記以外に添付が必要になる場合があります。

お問い合わせ 新居浜市農業委員会 電話 0897-65-1313
FAX 0897-65-1306